

第 11 号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 17 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 16 年条例第 3 号）の一部を  
次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(12) 一般財団法人大田区環境公社

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

職員を派遣することができる公益的法人等に、一般財団法人大田区環境公社を  
加えるため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 12 号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 17 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項中「達するまでの子」の次に「（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）」を加え、同条第 2 項中「親族」の次に「その他規則で定める者」を加え、「支障がある者」を「支障があるもの」に改め、「達するまでの子」の次に「（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）」を加える。

第 9 条の 3 の見出し中「育児」の次に「又は要介護者の介護」を加え、同条第

2 項中「前項」を「前2項」に改め、「育児」の次に「又は要介護者の介護」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第16条第1項中「その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの」を「要介護者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

#### (介護時間)

第16条の2 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「介護時間」という。）を承認するものとする。

2 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

#### 付 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

#### (施行前の準備)

3 この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第9条の3第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による要介護者を介護する職員の超過勤務の制限に係る請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、介護を行う職員の超過勤務の免除及び介護時間に係る規定を設けるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 13 号議案

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 17 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 27 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 26 条の 6 第 1 項、第 2 項」を「第 26 条の 6 第 1 項から第 3 項まで」に改める。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第 6 条の 2 法第 26 条の 6 第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第 4 条第 1 号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

付 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

職員の配偶者同行休業の期間について、再度の延長ができる特別の事情を定めるため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

## 第 14 号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 17 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（第 2 条の 3 第 3 号において「1 歳 6 か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第 2 条第 3 号イ中「次条第 3 号」を「第 2 条の 3 第 3 号」に、「養育する子の 1 歳到達日」を「養育する子が 1 歳に達する日（以下この号及び同条において「1 歳到達日」という。）」に改める。

第 2 条の 3 を第 2 条の 4 とする。

第 2 条の 2 第 3 号中「子が 1 歳 6 か月に達する日」を「子の 1 歳 6 か月到達日」に改め、同条を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者）

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託すること

ができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第8条第1号中「若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと」を「又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げ

る場合に該当することとなったこと」に改め、同条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第15条第2項中「により育児時間を承認されている」を「による育児時間又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

#### 付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

#### (提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 15 号議案

大田区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 17 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区手数料条例の一部を改正する条例

大田区手数料条例（昭和 32 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「接続された」の次に「区又は」を加える。

別表第 3 の 1 の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）」を「建築物省エネ法」に、「非住宅部分（建築物省エネ法第 11 条第 1 項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）」を「非住宅部分」に、「モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この表において「省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する一次エネルギー消費量（以下この表において「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第 8 条第 1 号イ（1）に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下この表において同じ。）」を「モデル建物法」に、「標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下この表において同じ。）」を「標準入力法等」に改め、同表 3 の項中「モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。）」を「モデル建物法」に、「標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。）」を「標準入

力法等」に改め、同項を同表5の項とし、同表中2の項を4の項とし、1の項を3の項とし、同項の前に次のように加える。

1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第12条第1項及び第13条第2項の規定に	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の（1）及び（2）に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		計画の提出又は通知のとき	
		（1）非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。）のみのもの	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		27,100円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		80,400円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		128,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		161,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		201,000円
		（2）モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第1条	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		145,700円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		235,700円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方		309,000円

基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	分	第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量（以下この表において「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ（1）に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下この表において同じ。）による場合	メートル以上10,000平方メートル未満のもの	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	435,000円
		標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下この	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円
	当該部分の床面積	646,000円		

		表において同じ。)による場合	の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	871,000円	
2	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			
	(1) 非住宅部分の用途が工場等のもの	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円	変更計画の提出又は通知のとき	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円		
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000円		
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000円		
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000円		
	(2) モデル建物	当該部分の床面積	102,100円		

一消費性 能適 合性 判定	(1) )以 外 の 非 住 宅 部 分	法による場 合	の合計が300平方メ ートル以上2,000平 方メートル未満の もの	
			当該部分の床面積 の合計が2,000平方 メートル以上5,000 平方メートル未満 のもの	165,100円
			当該部分の床面積 の合計が5,000平方 メートル以上 10,000平方メート ル未満のもの	216,000円
			当該部分の床面積 の合計が10,000平 方メートル以上 25,000平方メート ル未満のもの	260,000円
			当該部分の床面積 の合計が25,000平 方メートル以上の もの	305,000円
		標準入力法等 による場合	当該部分の床面積 の合計が300平方メ ートル以上2,000平 方メートル未満の もの	257,100円
			当該部分の床面積 の合計が2,000平方 メートル以上5,000 平方メートル未満 のもの	366,700円
			当該部分の床面積 の合計が5,000平方 メートル以上 10,000平方メート ル未満のもの	453,000円
			当該部分の床面積 の合計が10,000平 方メートル以上 25,000平方メート	535,000円

			ル未満のもの	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円

別表第3に次のように加える。

6	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更にあつては、その証明手数料 次の（1）及び（2）に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		交付申請のとき		
		（1）非住宅部分の用途が工場等のみなもの	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		19,100円	
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		56,400円	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		90,000円	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		113,000円	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		141,000円	
		（2）（1）以外の非住宅部	モデル建物法による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円

更が 軽 変 な 更 に 該 当 し て い る こ の 証 明	分		ル未満のもの	
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	216,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	260,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	305,000円
		標準入力法等 による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	453,000円
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	535,000円
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	610,000円

別表第3備考中第4号を第8号とし、第1号から第3号までを4号ずつ繰り下げ、同表備考に第1号から第4号までとして次の4号を加える。

- (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料について、複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分について居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合は、当該共用部分は非住宅部分として取り扱う。
- (2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は、当該部分を含む非住宅部分の延べ面積により算定した額とする。
- (3) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料について、非住宅部分に工場等の用途を含む一の建築物の場合の手数料の額は、1の項の（2）、2の項の（2）及び6の項の（2）により算出した額とする。
- (4) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの

証明手数料について、特定建築行為に該当する増築若しくは改築（法附則第3条第1項の規定により法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際、現に存する建築物について行う特定増改築を除く。）又は特定建築物以外の建築物の増築の場合は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて、算出した額とする。

#### 付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第2号の改正規定は、同年5月8日から施行する。

#### （提案理由）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を定めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 16 号議案

大田区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 17 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区印鑑条例の一部を改正する条例

大田区印鑑条例（昭和 50 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条の 2 中「接続された」の次に「区又は」を加える。

付 則

この条例は、平成 29 年 5 月 8 日から施行する。

（提案理由）

印鑑登録証明の申請等に係る多機能端末機を区役所本庁舎内に設置するため、  
条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 17 号議案

大田区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 17 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区特別区税条例の一部を改正する条例

大田区特別区税条例（昭和 39 年条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「不服申立て」を「審査請求」に、「または」を「又は」に改める。

第 31 条の見出し中「かかる」を「係る」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同条第 1 項中「または」を「又は」に、「規定によつて」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「かかる」を「係る」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第 2 項中「次項」の次に「及び第 4 項」を加え、「かかる」を「係る」に、「または」を「又は」に改め、同条第 3 項中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「かかる」を「係る」に、「変更し」を「変更し、」に、「から第 1 項」を「から同項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 4 第 2 項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第 1 項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に

限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる区民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第28条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

付則第3条及び第3条の2を次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第3条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第17条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで及び法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

### 第3条の2 削除

付則第3条の5の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

付則第6条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第39条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第

39 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 3 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第 39 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 4 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第 39 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改める。

付則第 14 条の 2 第 1 項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「付則第 14 条の 2 第 1 項」を「付則第 14 条の 3 第 1 項」に改め、同項第 3 号中「付則第 14 条の 2 第 1 項」を「付則第 14 条の 3 第 1 項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）」に、「特定給付補てん金等」を「特定給付補填金等」に改め、同項第 4 号中「付則第 14 条の 2 第 1 項」を「付則第 14 条の 3 第 1 項」に改め、同条第 3 項中「第 15 条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第 5 項第 1 号中「付則第 14 条の 2 第 3 項」を「付則第 14 条の 3 第 3 項後段」に改め、同項第 2 号中「付則第 14 条の 2 第 3 項」を「付則第 14 条の 3 第 3 項後段」に改め、「、第 20 条の 2 第 1 項中「第 15 条第 4 項」とあるのは「付則第 14 条の 4 第 4 項」と」を削り、同項第 3 号中「付則第 14 条の 2 第 3 項」を「付則第 14 条の 3 第 3 項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第 4 号中「付則第 14 条の 2 第 3 項」を「付則第 14 条の 3 第 3 項後段」に改め、同条第 6 項中「付則第 14 条の 2

第3項」を「付則第14条の3第3項前段」に改め、同条を付則第14条の3とし、付則第14条の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第14条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第7項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第7項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第4項に規定する特例適用利子等については、第15条及び第18条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第7項(外国居住者等所得相互免除法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第19条から第20条まで、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第19条、第19条の2第1項前段、第20条及び第20条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第1項の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の

2 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 14 条の 2 第 1 項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 21 条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第 14 条の 2 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 7 条第 10 項（同法第 11 条第 8 項及び第 15 条第 14 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第 7 条第 12 項（同法第 11 条第 9 項及び第 15 条第 15 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第 7 条第 16 項（同法第 11 条第 11 項及び第 15 条第 17 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第 7 条第 18 項（同法第 11 条第 12 項及び第 15 条第 18 項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第 2 条の 2 の 3 の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第 14 条の 2 第 1 項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 14 条の 2 第 1 項の規定による区民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第 8 条第 9 項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第 12 条第 8 項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第 16 条第 5 項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第 15 条第 3 項及び第 4 項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第 18 条の規定にかかわらず、他の

所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第9項（外国居住者等所得相互免除法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第17条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する区民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第23条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第24条第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第17条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第19条から第20条まで、第20条の2第1項、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、第19条、第19条の2第1項前段、第20条及び第20条の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、付則第3条の3第1項、付則第3条の5第1項及び付則第3条の5の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」と、第19条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第14

条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第21条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 付則第2条の2の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第14条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第14条の2第3項後段の規定による区民税の所得割の額」とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 付則第6条の改正規定及び次条第3項の規定 平成29年4月1日

(2) 付則第3条及び第3条の2の改正規定並びに次条第2項の規定 平成30年1月1日

(経過措置)

第2条 改正後の大田区特別区税条例（以下「新条例」という。）第31条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第31条第2項に規定する納期限が到来する区民税に係る延滞金について適用する。

- 2 新条例付則第 3 条の規定は、平成 30 年度以後の年度分の区民税について適用する。
- 3 新条例付則第 6 条の規定は、平成 29 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 28 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 4 新条例付則第 14 条の 2 の規定は、平成 29 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等若しくは同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等又は同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等若しくは同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る区民税について適用する。

（大田区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 3 条 大田区特別区税条例の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

付則第 4 条第 3 項の表を次のように改める。

第 51 条の 3 第 1 項	施行規則第 34 号の 2 様式	施行規則第 48 号の 5 様式
第 51 条の 3 第 2 項	施行規則第 34 号の 2 の 2 様式	施行規則第 48 号の 6 様式
第 51 条の 3 第 3 項	施行規則第 34 号の 2 の 6 様式	施行規則第 48 号の 9 様式
第 51 条の 3 第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	施行規則第 48 号の 5 様式又は第 48 号の 6 様式

付則第 4 条第 7 項の表第 51 条の 6 の項中「第 51 条の 6」を「第 51 条の 6 第 1 項」に改め、同条第 10 項の表第 7 項の表以外の部分の項中「第 4 項」を「第 4 項の」に、「第 9 項」を「第 9 項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第 5 項及び」を「同項、第 5 項及び前項」に改め、同表第 7 項の表第 51 条の 6 の項の項中「第 51 条の 6」を「第 51 条の 6 第 1 項」に改め、同条第 12 項の表第 7 項の表以外の部分の項中「第 4 項」を「第 4 項の」に、「第 11

項」を「第 11 項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第 5 項及び」を「同項、第 5 項及び前項」に改め、同表第 7 項の表第 51 条の 6 の項の項中「第 51 条の 6」を「第 51 条の 6 第 1 項」に改め、同条第 14 項の表第 7 項の表以外の部分の項中「第 4 項」を「第 4 項の」に、「第 13 項」を「第 13 項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第 5 項及び」を「同項、第 5 項及び前項」に改め、同表第 7 項の表第 51 条の 6 の項の項中「第 51 条の 6」を「第 51 条の 6 第 1 項」に改める。

(提案理由)

地方税法等の改正に伴い、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を定めるとともに、軽自動車税の税率の特例の適用期間を延長するほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 18 号議案

大田区立区民センター条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 17 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立区民センター条例の一部を改正する条例

大田区立区民センター条例（昭和 44 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「音楽ホール、」を削る。

第 4 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

別表第 1 大田区民センターの項を削る。

別表第 2 大田区民センターの部を削る。

別表第 3 大田区民センターの部を削り、同表備考中第 2 号から第 5 号までを削り、第 6 号を第 2 号とし、第 7 号を第 3 号とする。

付 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大田区民センターを廃止するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 19 号議案

大田区中小企業倒産防止共済掛金助成条例を廃止する条例  
上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 17 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区中小企業倒産防止共済掛金助成条例を廃止する条例

大田区中小企業倒産防止共済掛金助成条例（昭和 53 年条例第 32 号）は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の大田区中小企業倒産防止共済掛金助成条例（以下「旧条例」という。）第 6 条の規定により助成の決定を受けている者については、旧条例第 7 条及び第 8 条の規定は、なおその効力を有する。

（提案理由）

中小企業倒産防止共済掛金の助成制度を廃止するため、条例を廃止する必要があるので、この案を提出する。

第 20 号議案

大田区工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 17 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例  
大田区工場立地法地域準則条例（平成 24 年条例第 60 号）の一部を次のように  
改正する。

第 1 条、第 3 条及び第 4 条中「第 4 条の 2 第 2 項」を「第 4 条の 2 第 1 項」に  
改める。

付 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

工場立地法の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要があるの  
で、この案を提出する。